定 営 利 活 動 促 進 法  $\mathcal{O}$ 施行 に 関 する 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る条 例 をここに 公 布 す

令和五年三月二十二日

る

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第六号

部 特 定非営 を次 特定非営利  $\mathcal{O}$ I 利活 ように .動促進 改 正 活動 す 法 促 る 進  $\mathcal{O}$ 施 法 行  $\mathcal{O}$ に 施 関する条例 行 に 関 す る 条例 平 成十年埼  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 玉県条例第五 改 正 す る 十四四 号)  $\mathcal{O}$ 

第二条中 第五 項 を 第 六 項 لح L 第 匝 項  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え る

5 項 ことを を 本 に カゝ  $\mathcal{O}$ ら当該 利用するときは 人確 +  $\mathcal{O}$ 第二 「機構保 規定に 五. 要 認 第一項の規定に 項 情 第 役員に係 な 存 報 ょ 号 本 り (次条に 地  $\mathcal{O}$ 人確認情報」 方 る 規 同 公 定 第 共団 お に より当該 法第三十条の \_ 項 11 か 体  $\mathcal{O}$ て か という。 単 . 情 申 わ 請書 に 報 らず 役員に係る シ 「都道府 ステ に 九  $\overline{\phantom{a}}$ は、  $\mathcal{O}$ 知  $\mathcal{O}$ 機 A 事 提供 機構 県知事保存 同 構保存本 が 第二項第一号に掲げ 住 法第三十 いを 受け 民 (次条に 基本 人 るとき、 本 条 確 台 認情報 お 人  $\mathcal{O}$ 帳 確認 11 八 法第三十 て  $\mathcal{O}$ 情 報 都道 る書面を添付する 又は同法第三十条 (次条に 機構」 府県知 条 とい  $\mathcal{O}$ لح お +1 う。 事 う。 保 て単 存

第二条の次に次の一条を加える。

(役員の変更等の届出に係る提出書類の特例

第二条の 構 利 る 書面 用 条 か 八 条 5 するときは、  $\mathcal{O}$ 十 五 当 に 第二 該 0 第一 項中 役 法 い 員に係 ては 第二十三条第二項に規 項の 第 法第二十三条第二項の 規定に 兀 る 知 項」 機構 事 が 保存本 住民 を ょ ŋ \_ 当該 基 第五 本 -台帳法 項」 役員 定す 確 認 に係る 規 情 に る場合に 定に 報 第三十条 改  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ る。 よる 都道 提供 お 府 提 を  $\mathcal{O}$ け 受け 県 +る 出 知 \_ 前 をすることを 事 ると 第 条第二 保 き、 存 項 本 項  $\mathcal{O}$ 規定 又 第 人 要し 確 は 認 に 同 号 情 法 な ょ 第三 報 ŋ 掲 11

第十二条の次に次の二条を加える。

特定 非営 利 活 動法 人 等が行う電子情 報 処 理 組 織 によ る 申請等

第 術  $\aleph$ 通信 を活 る 方 理 法 組 技  $\mathcal{O}$ 用 術 織 活 た を 使 用 行 1) 第二条第 法 行 用 政 す わ  $\mathcal{O}$ لح 推 な る 進等に 方法 け 7) 一項に う れ ば に  $\smile$ 関する法律 規定する者又は特定非 な ょ 5 ŋ 第六条第 な 知 事 11 に 申 (平成十四 項 請 等  $\mathcal{O}$ 規定に を行う 年 営利活動法 法 場合に ょ 律第百五十 り、 規則 お 人が 11 べで定め て 号。 は、 情 規 る電子 報 以下 則 通 で 信 定

知 が 行 う電 子情 報 処 理 組 織 に ょ る 処 分 通 知 等)

第十二条の 当 子計算機か  $\Diamond$ る電子 該処分通 ら入力 報 知等を書面等に 処理組 知事が Ĺ 織 規 則 情 を使用する方法によ 報通信技術 より行うときに で定める方法に 活用 法 記載 より行うものとする。 第七条第 り処分通知 すべ き事項を知事 \_ 項 等を行う場合にお の規定に ょ の使用に り、 1 保る電 ては、 則 で定定

情 報 則で定める方式とする。 通信 技術活用法第七 条第一 項ただし書に規定する主務省令で定める方式 は、

を含 書面 十五条第五項及び第三十四条第五項に 又は閲 第百五十一号) 第十三条中 む。 等  $\mathcal{O}$ 覧」 縦覧又は法第三十条及び第五十六条  $\mathcal{O}$ 規定による書 を 「情報通信技術を活 「縦覧等」 を「情報通信技術活用 面 に改 等 の閲覧に代えてこれらの書面等に係る」 8  $\dot{\tilde{z}}_{\circ}$ 用 お た行 V 法 政 て準用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ (法第六十二条におい 推進等に に改め、 関する法律 「法第十条第二項(法第二 て準用する ( 平成:  $\mathcal{O}$ を削 規定による 十四四 ŋ 場合 年法

十六条第一 項 中 「第五十二条第四項」  $\mathcal{O}$ 下に 乛 同 条第五項」 を 加 える。

附則

定は、  $\mathcal{O}$ 条例は、 公布の 日 から施行する。 令 和五 年 ·四月一 日 か ら施行する。 ただし、 第十六条第 項 0 改正規